

豊川市監査公表第34号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年11月6日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
総 務 部	収 納 課	平成26年4月 1日 ～同年6月30日	平成26年7月18日 ～同年8月22日
	市民税課		
	資産税課		
	行 政 課		

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【総務部収納課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

コンビニエンスストアにおける市税等の収納代行業務委託について、契約が自動更新となっているが、定期的に競争原理を採り入れた契約ができないか検討されたい。

【総務部市民税課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていた。

【総務部資産税課】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていた。

【総務部行政課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討及び改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

公文書の開示に係る文書の写しの交付事務について、不要な複写に係る経費が発生しているため、適切な事務手順を検討されたい。

イ 改善事項

(ア) 平和都市推進協議会補助金交付要綱第2条及び第3条に規定する補助対象経費、補助額が不明確であるため、改正されたい。

(イ) 情報公開条例第18条により開示請求者等が負担する公文書等の写しの作成及び送付に要する費用について、具体的な額を定めた決裁等を早急に整備されたい。